解散公告（第三回）

当公社は、平成二十五年十二月二十日兵庫県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月三十日

兵庫県加西市北条町横尾一〇〇〇番地
加西市土地開発公社
代表清算人　大豊　康臣

解散公告（第三回）

当法人は、寄附行為第三十条の規定による存続期間の満了により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月三十日

奈良県宇陀市菟田野古市場一五九六番地の二一
財団法人宇陀市菟田野毛皮革産業振興公社
代表清算人　向本　力男

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年五月十八日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月三十日

島根県松江市鹿島町上講武三六三番地
協会講社
代表清算人　石橋　一久

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月三十日

鹿児島県鹿屋市星塚町四二〇四番地
財団法人星塚敬愛園慰安会
清算人　後藤　正道

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十五年十二月二十四日沖縄県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月三十日

沖縄県うるま市字江洲三〇番地
うるま市江洲第二土地区画整理組合
代表清算人　温井　克吉

任意清算公告

当社は、平成二十五年十二月三十一日をもって解散し会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十六年一月三十日

秋田県大仙市角間川町字西中上町一八番地
合名会社五業社
代表社員　本郷　元

第五十期決算公告

平成二十五年五月二十日現在

貸借対照表の要旨　（単位・円）

資産の部

流動資産	一、八〇九、一五九、〇六六
固定資産	三、八六六、四四九
合計	一、八一三、〇二五、五一五

負債及び純資産の部

流動負債	四九、九六一、四一九
株主資本	一、七六三、〇六四、〇九六
資本金	一〇、〇〇〇、〇〇〇
利益剰余金	一、七五三、〇六四、〇九六
その他利益剰余金	一、七五三、〇六四、〇九六
（うち当期純利益）	（八四、八一七、三九五）
合計	一、八一三、〇二五、五一五

平成二十六年一月三十日

名古屋市瑞穂区豆田町五丁目二番地
レデイマドラス株式会社

第五十八期決算公告

平成二十五年五月二十日現在

貸借対照表の要旨　（単位・円）

資産の部

流動資産	一、二五三、四八五、三九六
固定資産	六八六、六七一、三五七
繰延資産	五、八五一、八四五
合計	一、九四六、〇〇八、五九八

負債及び純資産の部

流動負債	一、二三四、五〇九、三四四
固定負債	二一〇、〇〇〇、〇〇〇
株主資本	五〇一、四九九、二五四
資本金	二〇、〇〇〇、〇〇〇
利益剰余金	四八一、四九九、二五四
その他利益剰余金	四八一、四九九、二五四
（うち当期純利益）	（四三、二六九、四〇九）
合計	一、九四六、〇〇八、五九八

平成二十六年一月三十日

名古屋市中区栄三丁目一五番三六号
マドラスファッション株式会社

配当公告

福井市渕三丁目一三四番地
破産者　株式会社ヤシロ工務店

右の者に対する福井地方裁判所平成二十四年(フ)第二一二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金六九二、八一二、二四〇円

一、配当することのできる金額
金七五、四四六、一四一円

平成二十六年一月三十日

福井市大手三丁目一四番一二号
破産管財人　黒田外来彦

配当公告

名古屋市西区菊井一丁目一四番一六号
破産者　株式会社エルゴ

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十二年(フ)第三四七八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金六七二、三三八、七三三円

(内優先的破産債権額
金五、四六二、七二〇円)

一、配当することのできる金額
金二九、七一七、一八三円

(内優先的破産債権額
金五、四六二、七二〇円)

平成二十六年一月三十日

名古屋市東区東桜一丁目一〇番二九号パークサイドビル栄五階
破産管財人　髙木　道久

配当公告

京都市伏見区醍醐鍵尾町八番地三スクエア鍵尾六〇二号
破産者　北原　大輔

右の者に対する京都地方裁判所平成二十四年(フ)第二三七号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金九四〇、七九八、二五二円

一、配当することのできる金額
金九四〇、七九八、二五二円

平成二十六年一月三十日

京都市中京区烏丸通三条下ル大同生命京都ビル二階
破産管財人　西村　幸三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県亘理郡亘理町荒浜字中野一〇三番地の二、最後の住所不明
被相続人　亡　渡邉はしめ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月三十日

事務所仙台市青葉区片平一丁目二番三四号
小野法律事務所
相続財産管理人　弁護士　後藤　雄大

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県稲敷郡阿見町大字曙一四四番地一〇、最後の住所茨城県つくば市梅園二丁目一番地一九
被相続人　亡　安室　順子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年一月三十日

事務所茨城県土浦市文京町七番八号　祐川直己法律事務所
相続財産管理人　弁護士　祐川　直己